

控

京都地方裁判所  
令和3年6月18日  
訴状

# 訴 状

令和3年6月18日

京都地方裁判所 御中

〒604-0981 京都市中京区御幸町通竹屋町上ル毘沙門町537  
新井ビル3-1(送達場所)

京都あかつき法律事務所

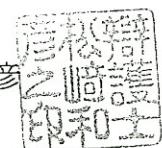
Tel.075-256-1500 Fax.075-256-1501

原告訴訟代理人

弁護士 長尾一 司



弁護士 松崎和彦



〒606-8206 京都市左京区北白川久保田町64番地22

原 告 合同会社地点

代表者代表社員 三浦基

被 告 [REDACTED]

和解契約存在確認等請求事件

第1 請求の趣旨

1 原告は、被告との間で別紙契約書記載のとおりの和解契約が締結さ



れえたことを確認する。

- 2 被告は、別紙契約書第6条記載の行為をしてはならない。  
3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者及び本訴の趣旨

(1) 原告は、2010年設立の合同会社である。京都で、劇団「地点」(以下、「本件劇団」という。)を運営している。

本件劇団は、2005年東京から京都へ移転した。2013年、本拠地・京都に廃墟状態の元ライブハウスをリノベーションしたアトリエ「アンダースロー」を開場して以来、レパートリーの上演と新作の制作を継続的に行っている。2006年に『るつぼ』でカイロ国際実験演劇祭ベスト・セノグラフィー賞を受賞。チエーホフ作品をモスクワ・メイエルホリドセンターで上演し、また、2012年にはロンドン・グローブ座からの招聘でシェイクスピア作『コリオレイナス』を上演するなど、海外公演も行う。本件劇団は、2017年、イプセン作『ヘッダ・ガブラー』で読売演劇大賞作品賞を受賞するなど、国内外で高い評価を得ている(甲1)。

原告は、演劇界の雇用関係の在り方を見直し、本件劇団に所属する俳優を従業員という形で雇用している(劇団と俳優の関係がそのまま会社と従業員の関係となる。)。

(2) 被告は、原告の元従業員である。平成30年7月31日の退職後、在職期間中に、原告によってパワハラ・解雇を受けた等と主張している。

(3) 原告及び被告は、被告が退職後に所属した労働組合映演労連フリ

ーユニオン（以下、「本件組合」という。）を交えた団体交渉を行い、令和2年3月5日、別紙契約書の内容（甲2）で和解（以下、「本件和解契約」という。）した。しかしながら、被告は、本件和解契約成立から半年以上が経過した令和2年9月16日、突如、抗議文を原告代理人宛に送付し、和解を受け入れることはできない等と主張した（甲3）。さらに、原告代表社員が就任予定であったロームシアター京都館長内定に関連して、京都市長宛に書簡を送ることに加え、メディアを集めて記者会見を行う等といった本件和解契約第6条の口外禁止条項に違反する行為を次々と強行した（甲4）。

（4）本件訴訟は、当事者間において、本件和解契約が成立したことを確認し、被告が、同契約に違反する行為を行わないことを求める訴訟である。

## 2 本件和解契約の成立

### （1）被告による退職

被告は、平成30年4月、原告の従業員となった。しかしながら、被告の演技が演出家の求めるものではなく、その演技の方向性の違い等から、本件劇団の意思として、同劇団内では、今後の俳優としての起用は困難であるとの考えに至った。原告代表社員は同年7月、被告を用いた演出が困難である旨を被告に伝えた。これに対して、被告は、原告の従業員という地位よりも、俳優業を続けたいという意思を表明していた。このことは、被告が、演技の方向性の違い等から本件劇団で俳優活動を続けることができなかつたため、俳優業を続けるためには、別の劇団もしくはプロダクションでの出演の道を選択するしかないことを意味する。

被告は、原告代表社員との話し合いを経て、同年7月26日、本件劇

団の全劇団員への最後の挨拶を行い、原告を退職した。

## (2) 被告による請求

ア ところが、被告は、退職後、在職中にパワハラを受けていた、自らの意思に反して一方的に解雇された等と主張するようになった。

原告担当者との退職に伴う事務処理等に必要な話し合いに応じず、メール以外での電話連絡や対面での話し合いを拒絶した（甲5）。

被告は、平成30年10月2日、突如、原告に対して解雇予告手当15万円及び慰謝料として金272万円の支払等、以下の内容を要求する書面を送付してきた（甲6）。

①平成30年10月31日までに、「解雇理由証明書」、「雇用保険被保険者離職証明書」、源泉徴収票の提出を求める。

②平成30年10月24日までに劇団HPに退団情報及び既に告知されているステージから降板したことの掲載、当日紙面での配布を求める。

③平成30年10月31日までに、解雇予告手当15万円の支払を求める。

④平成30年10月31日までに、退団によって受けた経済的損害、精神的損害に対して272万円の解決金の支払を求める。

なお、被告が、パワハラを受けたとの主張を始めたのは、上記請求書の記載が初めてである。被告は、同僚に退団の相談をする際に、パワハラについては一切言及していないかった。それのみならず、被告のハローワーク担当者も、被告からパワハラを受けたという主張は聞いていないと10月中旬の電話で、原告側担当者に伝えている。

イ また、被告は、同年10月13日と18日の二度にわたり、原告代表社員が被告に対しパワハラを行なったという内容の主張をイ

ンターネット上に公開する等といった以下の対応を検討するとの内容のメールを原告宛に送信してきた（甲7）。

①被告の俳優としての名誉を守る等のため、パワハラ内容をインターネットなどで公開する

②原告代表社員が講義等を担当する教育機関に問い合わせを行う

③神奈川芸術劇場他、関係する公的機関にも問い合わせを行う

ウ　原告は、これら被告の要求に対して、早期解決の観点から、同月25日付で、解雇予告手当のみを支払うことを提案し、同月29日付で支払った。

これに対して、被告は、平成30年11月17日、原告に対して解雇予告手当の金額が異なる旨の連絡をした。これに対して、原告から源泉徴収処理をしたことによる結果である旨の回答を受けて以後、被告は原告に対し何の連絡もしなかった（甲8）。

### （3）団体交渉の開始

ところが、令和元年5月7日、被告が加入した本件組合から、原告宛に団体交渉の申入れがなされた（甲9）。

原告は、団体交渉に応じることとし、団体交渉は、令和元年9月8日から、令和2年3月3日まで行われた。特に、令和2年3月3日は、和解が締結間近であったことから、原告関係者が、東京都に所在する本件組合事務所まで赴き、長時間かけて交渉を行った。

団体交渉が同日の午前から昼まで行われた後、さらに細部を詰めて交渉する必要があったことから、同日の夜間に交渉が行われた。

しかしながら、同日の夜間の交渉において、概ね、合意内容が固まったものの、被告が欠席していたこと等もあり、最終的な合意案については、文言調整等も含め、引き続き原告代理人及び本件組合執行委員長 [REDACTED] 氏の間で調整を図ることとなった。

#### (4) 本件和解契約成立

上記を経て、原告が、代理人を通じて、令和2年3月5日午前10時18分、和解書の最終案を被告側に送信した（甲10）。それに対して、被告から、同日午後1時頃、本件組合執行委員長■氏を通じて、和解に合意する旨の連絡があった（甲10）。

和解契約は、諾成契約であるところ、少なくとも上記被告の承諾の意思表示が原告に到達したことをもって、本件和解契約が成立した。

その後、原告からの解決金の支払口座に関する問い合わせに対して、被告は、本件組合を通じて、被告個人名義の振込先口座の指定をしている。これは、被告においても、本件和解契約が成立したこと前提として行動していることは明白である（甲10）。

#### (5) 原告らによる本件和解契約の履行

原告は、令和2年3月6日、本件和解契約第4条に基づき、被告が指定した被告名義の口座に解決金を支払った（甲11）。

また、原告及び本件組合は、本件和解契約に基づき、それぞれのHP（ホームページ）にて、本件和解契約書別紙2の共同声明文を掲載した（甲12）。

#### (6) 被告による本件和解契約の違反

しかしながら、被告は、突如、令和2年9月になって、原告に抗議文を送付し、和解を受け入れることができない等と主張してきた（甲3）。

あわせて、京都市長宛に、原告代表者からパワハラ等を受けた旨の書簡を送付し、原告代表社員の発言が編集された録音を提供した。

また、被告は、令和3年1月26日、原告からの警告にも関わらず、報道関係者を集めて、自身の主張を一方的に展開する記者会見

を行った（甲4及び13）。

さらに、原告が、不当利得の返還としては受領しない旨の意思を明確に示したにも関わらず、HPで公開している原告の口座に、解決金160万円を一方的に振り込んできた（甲14ないし16）。

これらは、本件和解契約の違反行為である。

### 3 確認の利益

上記のとおり、被告は、本件和解契約が成立していない等と主張し、本件和解契約に違反する行為を繰り返している。

したがって、原告の権利又は法律関係に現存する不安があり、これを除去するに権利又は法律関係の確認をすることが必要かつ適切な方法であるため、確認の利益が認められる。

### 4 結語

よって、原告は、請求の趣旨記載のとおりの判決を求め、本訴に及ぶ次第である。

以上

### 付属書類

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 訴訟委任状   | 1通  |
| 2. 甲号証写し   | 各1通 |
| 3. 登記事項証明書 | 1通  |